

第5章 災 害

1 概 説

災害をわけて暴風雨に伴う洪水の災害、ひでりによる旱害、疫病の流行、地震や火災等による災害とすることができるが、火災以外はいずれも天災で人類がその難を逃げ切れないものが多い。江戸時代までは土木・治水も幼稚なものであり、用水の利用も人力によるものが殆んどで、疫病の流行や作物の病虫害の発生には予防や防除が十分でないため、一度その害が起ると甚大な被害を受け、人命や財産の喪失は随分多かった。藩政時代は藩々で独立の経済を持っていたため、その復興にも相当な日月を必要とした。三好郡を襲った大きな災害をひろってみると、

天正10年(1582)洪水	慶長9年(1604)大地震
享保13年(1728)暴風雨	享保17年(1732)飢饉
天明3年(1783)飢饉	文化14年(1817)風水害
天保7・8年(1836・1837)大飢饉	安政元年(1854)大地震
慶応2年(1866)大洪水	明治17年(1884)大暴風雨
明治19年(1886)暴風雨	明治26年(1893)大旱害暴風雨
明治43年(1910)洪水	大正元年(1912)大豪雨
大正7年(1918)暴風雨・大洪水	昭和9年(1954)室戸台風
流行性感冒	
昭和20年(1945)暴風雨	昭和29年(1954)台風14号
昭和31年(1956)台風12号	

等がある。中でも天明2年から7年の間断続的にあった飢饉^{きん}では、それが続いてあったことと荒救作物の不足等で人々の苦しみは特にひどかった。それから50年後の天保7年・8年は続いて飢饉^{きん}で8年になっては特に食糧の欠乏が甚しく、恐らく飢えて死ぬ者もでき、口にいれられるものはすべて取り尽したとい

う状態であつたらしい。史書はこれを、

上名・下名・西宇飢え、藩の救恤を受く
と書いていて、藩で救済にあつたことがわかる。

三好郡に甘藷が植えられたのは延享2年(1745)からで、この頃は相当に作られていたであろうが、益々増産の必要を感じたであろう。後に出てくる資料の幸納栄太兩名の歎願書は当時の百姓の困窮をよく表現している。

明治43年9月7日の大洪水は本村の各谷川の出水が甚しく、役場は水浸しとなり貴重な書類も流出している。また雨といっしょに地すべりがあり、人々の努力して作り上げた田畑や家屋が一瞬にしておし潰されることもあった。

その他コレラ・赤痢・天然痘・流感等各種災害は平和な村を脅かしたであろう。

「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉があるが、我々の祖先はくり返えされる自然の暴力にも碎けず、近隣相助けて今日までその生活を守って来たのである。

2 藩政第代の飢饉

飢饉についての適確な資料はないが藤川家の所蔵の文書の中に飢饉を物語るものがある。それは幸納・栄太の2名の百姓が連名で差出した歎願書で時は卯の2月19日とあって年代は不明である。宛名は

文蔵・助治・和藤作・与助・太夫

の5名となっており文面の完全な読解は困難であるが、

- 近年凶年が打続いて百姓が困窮していること。
- 御上の飢扶持米を願ひ奉りたいが御上も至極御勝手不自由の趣をきいてゐること。
- 雨天が続いたり、病氣等の節は全くこまること。
- 麦が出来るまで諸役の儀は御免とされたいこと。
- 極めて困窮しているものについて御上に申上げたところ御手当も下されるよう御とり決めいただいたが御勝手不自由の御上としても十分に見てはもらえなかったこと。

。つぎの麦が出来るまでの食いつなぎをいかにすべきか頭をなやませていること。

等が書かれている。

救荒食物としてワラビやゼンマイが利用されたり、くずの根やユリ類なども利用され、木の実なども利用されたことであろう。マンジュシャゲの球根を掘りとり白い餅として、山あいの溪流にさらして毒を抜いて食用としたであろう。当地方の古いことばの中に「貧乏人の子とかしだんごはるつまで」というのがある。かしの実も食用として空腹をみたすことができる。だがる個も食べればあとはうまくも欲しくもなくなるというのである。「貧乏人の子の可愛らしいのはるつまでかしだんごの食べられるのもるつまで」という意味である。

3 明治の飢饉

明治26年(1893)の夏は雨がなく日照り続きであった。三好郡は飢饉にみまわれたが最もひどかったのは三名村であった。三名村は県の西端高知・愛媛両県に接する最も険難な傾斜の急な山間で僅かに墾いた地域は狭く地味もまた瘠土であったので漸く仕付けた甘しょ、とうもろこし、きび類等も実らず枯死してしまった。越えて27年となつては食量の欠乏が一段とひどく人々は出てまじゅしゃげの根を掘り採って食べたり、米麦粟の糠まで食べて僅かに露命をつないだ。これより先、村長中島信太郎はこのような事があってはと考えて吏員一同に計って毎月自分は1円、其他の者には50銭宛を俸給中からきょ出するなど貯蓄を奨励していた。後任の村長藤川沢衛もまた其志を継いで貯蓄に力をいれた。明治27年2月3日村会は村民の救助に金16円也を支出する決議をした。其時吏員一同17円をきょ出して合計33円で救助を始めた。其年4月26日村上知事は四国貫通新道落成視察に来たが、その折三名村の窮状を視察し、郡吏、村吏に救助に関する論告をした。時の今枝郡長も郡内の慈善家、官吏等に義捐を求めた。其時山城谷から15円、池田町の有志が80円を義捐して殆んど100円を得たので4月30日を始めて1日1人3合宛の米の支給を定めて救助した。当時米1石は5円であった。この時救助を受けたのは53戸176名に上ったという。27年の大旱魃は県下一円かんぼつでその惨状は甚しく、旧暦の3月7日から8月の14日まで

約160日間降雨がなく県下の水田は多く枯死してしまった。

4 地すべりとその対策

(1) 地すべりの実態

大歩危を大崩壊または大崩潰と書いたものを見ることがある。吉野川の流れが四国山脈を掘れるだけ深くえぐり取ったと思われる吉野川沿いやそれに流入する谷川沿いに大きく動いた土地の割れ目を発見することがある。大崩壊の文字はいい得て妙であると思う。これ以外にも地すべりを思わせる地名は多くある。潰谷、下潰谷、オモアレ、下潰荒等である。これらの地名は昔から人々が自然の暴威に対して戦って来た歴史を物語るものである。上記の潰谷(つえだに、つえは崩れ落ちるの意)は二か所ある。

昭和20年終戦のあと1か月の9月17日の暴風雨は敗戦の痛手に傷ついた四国地方に大きな地すべりの災害をもたらした。我が村に大小幾つかの地すべりが起った。続いて10月1日から毎日降雨が続いてさらに10月8日には大豪雨となって大地すべりをひき起こした。

終戦直後の虚脱状態にあった社会状況はこの状態を正視しこれに関心を持つ余裕は全くなかった。

昭和22年になって村では地すべりが、広区域にわたって進行中であることを察知し、この防止を積極的に考えるようになった。地すべり防止については永久的、根本的な施設はもとより、応急的な措置さえも、その実施には高度の技術と莫大な経費が必要となってくるので一町村の技術や助力で行なうことは到底不可能である。旧山城谷村における地すべりも本村よりも更に広く大きかったので森岡村長は地質調査の必要を痛感し、県に対して、地すべりの防止施策の重大性をのべ、県の格別の援助を要望した。県ではこの熱意に応じて、地質学の権威沢田俊治博士を招き国政周辺の地質調査を実施した。

(2) 地すべり調査

沢田博士は昭和23年5月14日調査に着手し6月26日藤本三好地方事務所長に報告書を手渡した。

三好郡地すべり対策委員は沢田博士と共に県庁に阿部知事をたずね、山城谷

村国政を中心とする吉野川横谷の地すべり対策について調査結果を述べ、早急に措置を講ずる必要のあることを懇願した。また同日にはその頃三名村山城谷村一帯の地すべり調査のため来県中の京都大学教授江原博士も県庁に赴き、沢田博士とともに、蔭山副知事と県議会議員に対して、地すべりの調査結果をのべ、その対策の必要を要請した。

地すべり地帯についての科学的調査による原因の究明は、具体的に対策をたてる上で非常に大きな役割をするとともに一般社会人に地すべりに対する理解を深め、世論を喚起する上に重要な役目を果たした。

昭和26年になって県では京都大学の地震学の権威佐々木博士を招へいして、地すべりの根本的な原因の究明を依頼し、対策の実現に歩を進めることとなった。佐々木博士は三繩村と名西郡鮎喰川の上流地方においてボーリングを行い、その調査の結果を次のように結論づけた。すなわち、「地すべりは、雨水が地下に滲透して地表と岩盤の間に溜り、その地下水が粘土層を押し下げるために起る」というのであった。従ってこの地下水を抜き出すことによって、地すべりは防止が可能であるとし、ボーリングによって地下水の所在を検出し、山腹に穴を掘って地下水を流出させる方法を考えた。なお地下水の流出を容易にするため、翌27年には横穴に10度の勾配をつけ地下水の流出を考えた。この方法は工事費が安く、対果が大きいというので三好・美馬・名東の各郡で盛んに行なわれた。本村でも34年から山形・栗尾等この方法で工事を行なった。

(3) 地すべり対策促進団体の結成

地すべり対策の重要性が呼ばれるようになってその事業の性質から一町村の力で達成し得るものではなく、県や国の絶大な指導と援助が心要なので広く関係各町村を一丸とする促進団体の設立が考えられるようになった。

昭和24年には11月に三好郡地すべり対策期成同盟会が生まれた。この会が地すべり対策促進のために尽した功績は実に大きい。

昭和27年の1月3日、地すべり対策の必要が全国的に叫ばれるようになり徳島県もその強力な先導者であったので、この日井下村長は参議院会館で開催される地すべり対策全国大会に出席した。本県からは関係町村長が12名出席して、

地すべり対策を国家事業として取り上げることを政府に陳情したのであった。

昭和26年7月には徳島県地すべり対策期成同盟会が発足した。また続いて同会の支部が三好郡に発足した。参考としてそれらの会の会則をつぎにかかげる。

三好郡地すべり対策期成同盟会会則

昭和24年11月24日三好地方事務所案の吉野川上流地すべり対策協議会々則案を原案として三好郡地すべり対策期成同盟会を組織して同会則を制定したが昭和26年7月18日徳島県地すべり対策期成同盟会が発立せられ其の会則第12条の支部を置くことが出来るという規定に基いて昭和26年9月19日徳島県地すべり対策期成同盟会三好郡支部規則としたもので三好郡地すべり対策期成同盟会々則はただ用語を修正した相違位で此の支部規則と大体同様の会則である。

徳島県地すべり対策期成同盟会会則

(会の名称及事務所)

第一条 本会は徳島県地すべり対策期成同盟会と称し事務所を徳島県自治会館内に置く。

(会の組織)

第二条 本会は徳島県下の地すべり地帯の関係町村を以ってこれを組織する。

(会の目的)

第三条 本会は地すべりの防止、地上地帯の施設その他地すべりの対策を樹立研究することを以って目的とす。

(会の事業)

第四条 前条の目的を達成するためおうむね次の事業を行う。

- 一 地すべり地帯の調査
- 二 関係官庁との連絡及陳情
- 三 地すべり関係府県及他の地すべり対策の組織体との連絡協調
- 四 その他地すべり防止対策上必要なる事業

(会の役員)

第五条 本会に次の役員をおく。